長期優良住宅認定における居住環境及び災害配慮基準の取扱い一部改正案

（概要）

１　改正の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用していくため、その立地する地域において想定される自然災害のリスクに対する配慮がされている必要があります。そのため、吹田市の長期優良住宅認定申請における審査基準を改正します。

２　主な改正内容

1. 認定することができない地域

自然災害が発生した際に災害の危険性が特に高い地域

1. 認定するにあたり条件が付加される地域

自然災害が発生した際に災害の危険性が高い地域

1. 維持保全の方法に加えて、自然災害の発生後に臨時点検を実施し、その点検結果を踏まえ、調査、消毒、修繕又は改良を行うこととされていること

3　改正予定年月日

　　令和４年２月２０日